

**農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会  
平成13年度報告書に沿って実現が図られている主な内容**

報告書の内容	措置状況及び今後の対応方針
<p><b>【補助かんがい排水事業】</b> 事業の早期完了・効果発現に向けた効率的な実施 (長期化した事業地区の解消) 事業採択から10年以上経過した継続事業地区については、事業主体である都道府県は長期化の要因についての確かな分析を行うとともに、残事業の必要性及び実施の可否についての検討を十分に行い、事業の中止または一部打ち切りを含む見直しを行う必要がある。(P3) (適切な事業の管理) 平成14年度の新規採択地区から限度工期を設定し、「時間管理原則」に基づく徹底した工期管理を行い、事業効果の早期発現に努める必要がある。(P4)</p> <p><b>更新事業の適切な実施</b> 適切な維持補修による施設の長寿命化を通じたライフサイクルコストの低減を図る観点から、これまでの施設が損傷あるいは不具合を起こした後に対策を施す事後保全の手法から、施設の的確な機能診断に基づき、施設の劣化が致命的になる前の段階で対策を施す予防保全の手法に移行していく必要がある。合わせて、施設の更新については、頭首工、分水工等の点的施設で、緊急的な更新を要する施設を集中的に整備する新たな仕組みを取り入れることも効果的である。(P4)</p>	<p><b>【措置状況】</b> 平成14年度新規採択地区から限度工期(ダムあり:10年、その他:7年)以内の事業地区に限り採択するとともに、「時間管理原則」に基づく徹底した工期管理を実施し、事業効果の早期発現を図る。</p> <p><b>【今後の対応方針】</b> 事業採択から10年以上経過し、当初の完了予定を超えた長期化事業地区については、長期化の要因、事業の必要性を十分に分析・検討し、残事業の中止または打ち切りを含め必要な見直しを行い、事業管理調書に完了年度及び各年度毎の実施計画を明確に示し、これに基づく厳格な事業管理を実施していく。</p> <p><b>【措置状況】</b> ライフサイクルコストの低減、施設管理の合理化等を図る観点から、施設の的確な機能診断に基づき、劣化が致命的になる前の予防保全を実施する農業水利施設保全対策事業を平成14年度から導入する予定。 また、頭首工、用排水機場、分水工等の点的施設を対象として、緊急的かつ集中的に更新整備を行う農業水利施設緊急更新整備事業を平成14年度から導入する予定。</p> <p><b>【今後の対応方針】</b> 都道府県等が実施する施設機能の診断手法を体系的に整理し、施設更新の判定基準を策定する。さらに、診断を行う技術者を養成する体制の整備について検討する。</p>

報告書の内容	措置状況及び今後の対応方針
<p>畑地かんがいの推進  地域の実情、農業情勢に即した畑作経営戦略の確立が課題であり、計画策定段階から、農作物の需給動向等に関する情報提供、適切な栽培作物の選定、流通・販路の確保及び担い手の育成・支援等の営農・経営対策を基盤整備推進対策との有機的な連携のもとに促進し、産地の形成・強化に向けた地域の取り組みを支援することが重要である。( P 5 )</p> <p>畑地かんがいの効率的な整備を進め、早期効果発現に資するとともに、農業情勢の変化に柔軟に対応できる整備手法として、当初から末端施設まで一括で整備する手法から、地域における水を使った営農の進展状況を踏まえつつ、施設を段階的に整備して効果を発現させる手法への転換を図ることが望ましい。( P 5 )</p> <p><b>【農地防災事業】</b>  地域住民にも開かれた、透明で効率的な事業の実施  事業主体の大部分を占める都道府県が今後整備を予定している施設について、こうした総合的な検討を行えるようにするため、農地防災施設における災害の危険度、事業の効率性、農業被害の程度や農業外の効果等についての客観的指標の導入が必要である。( P 7 )</p>	<p><b>【措置状況】</b>  担い手の育成を支援するため、担い手育成型のハード事業を創設するとともに、農家負担軽減のためのソフト施策を順次充実してきたところ。  畑地かんがいの整備を効率的に推進し、産地の育成・強化を図るため、産地形成推進体制の強化を図るとともに、営農機械及びハウス等の施設導入を基盤整備と一体的に実施する仕組みを導入。</p> <p><b>【今後の対応方針】</b>  基盤整備のハード事業と営農・経営対策のソフト施策の連携を積極的に推進する。  地域における水を使った営農の進展状況に対応しながら施設を段階的に整備する手法を積極的に展開する。</p> <p><b>【措置状況】</b>  都道府県が農地防災事業の新規地区を検討するに当たり、県内の数ブロック毎に、今後3年以内に新規採択を希望する地区について、危険度、効率性、農業・農業外被害等の客観的指標と、人命被害の危険性、被災が予想される公共施設等の種類、地元要望度合、他事業との関連性等の定性的指標により優先度を総合的に判定する仕組みである「地域農地防災プラン」を平成14年度から試行的に導入。</p> <p><b>【今後の対応方針】</b>  異なる事業間での危険度の比較や現時点では指標化が難しい人命被害の危険性等の定性的指標について、最近の研究事例や具体のデータを収集しつつ、専門機関等の意見を踏まえ検討。</p>

報告書の内容	措置状況及び今後の対応方針
<p>地域の災害危険度等の地域住民への情報提供  豪雨による湛水やため池の決壊などによって、どの程度の被害が発生するのかについての情報を地域住民に対して分かりやすく提供する「農地防災ハザードマップ」の作成を促進し、災害の予知、予防及び緊急的な対応に資する必要がある。(P8)</p> <p>地域住民の農地防災施設に対する関心・理解を深めるため、農地防災ハザードマップの作成に合わせ、農地防災施設が農地、農業用施設のみならず、地域住民の生命、財産、公共施設等を災害から守る重要な役割を果たしていることを示す「農地防災施設マップ」の作成も促進していくことが望まれる。(P8)</p> <p>地域が主体となった農地防災施設等の維持管理  ため池の維持管理にあたっては、ため池が持っている多面的機能を地域住民に適切に広報するとともに、地域のニーズに応じてため池の多面的機能を発揮させる取り組みを進めつつ、その果たす役割に応じて地域住民等がため池の維持管理に参加する体制を構築していくことが必要である。(P9)</p>	<p>【措置状況】  全国15カ所程度のモデル地区において、農地防災ハザードマップ及び農地防災施設マップをモデル的に作成。</p> <p>【今後の対応方針】  モデル地区の成果を当該市町村の総合的な防災計画へ組み込むこと等について検討を行うとともに、これらの成果を踏まえ、農地防災ハザードマップ及び農地防災施設マップの作成方法、検討内容、活用方法等を示した手引きを作成し、全国ベースでの普及を図る。その際、関係府省とも連携を図りながら、市町村を支援。</p> <p>【措置状況】  混住化の進展している地区において、ため池の多面的機能とその主な受益者についての概念整理を行い、それを踏まえたため池の保全構想を策定し、地域住民参加による具体的な各種活動や維持管理をモデル的に実践。</p> <p>【今後の対応方針】  地域が主体となった取り組みを支援する観点から、モデル地区での成果を踏まえた取り組み指針の作成、先進地区の事例集をホームページに掲載するなど地域間の横の情報交換の促進等を進めることにより、ため池の保全、活用に係る地域住民参加による取り組みを全国的に展開。</p>